

地方法人課税の概要

自治税務局
都道府県税課

法人課税の概要

法人税 (国)

13.3兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

$$\times \text{税率 } 23.2\% = \text{法人税額}$$

地方法人税 (国)

1.7兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

$$\times 10.3\%$$

法人住民税 (県・市)

1.9兆円

法人税割

県

法人税額

$$\times 1.0\%$$

市

法人税額

$$\times 6.0\%$$

均等割

資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分

7万円 ~ 380万円

法人事業税 (県)

4.4兆円
(2.0兆円)

※ ()内は特別法人事業税(外数)

【資本金1億円超の普通法人】

外形標準
課税

付加価値割

付加価値額

(収益配分額+単年度損益)

$$\times 1.2\%$$

資本割

資本金等の額

$$\times 0.5\%$$

所得割

所得

$$\times 1.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

$$\times 7.0\% \text{ (2.6\%相当)}$$

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

(電気供給業(送配電事業)(注1)・ガス供給業(導管事業)(注2)・保険業を営む法人)

収入割

収入金額

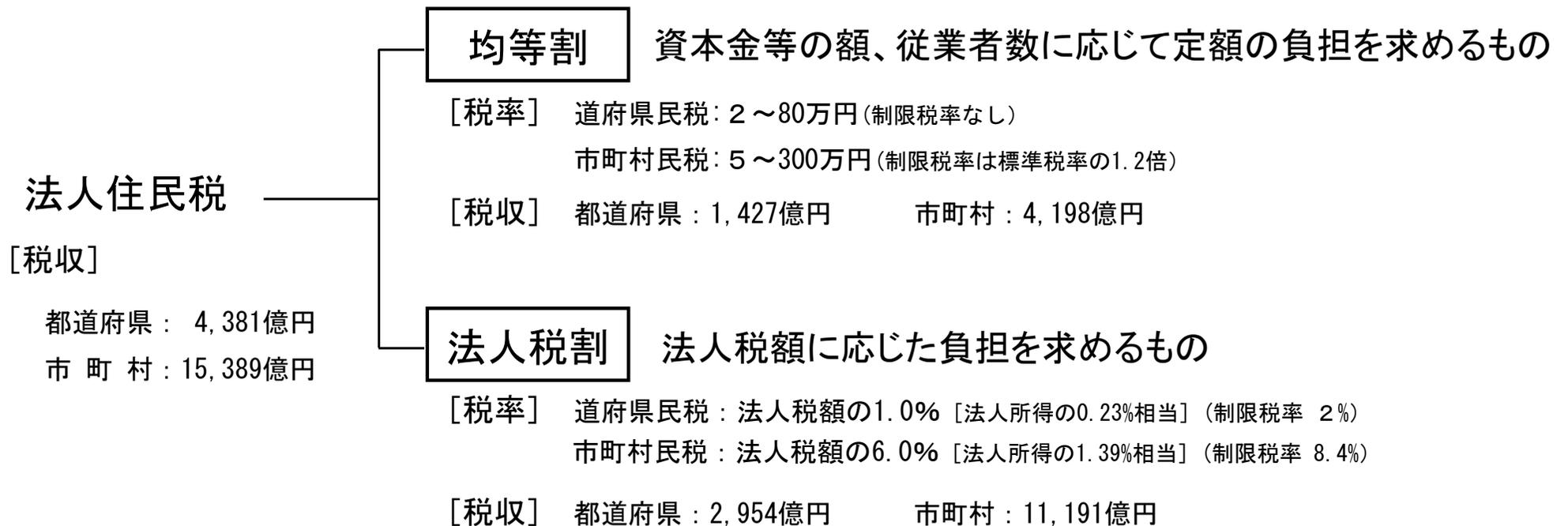
$$\times 1.0\% \text{ (0.3\%相当)}$$

(注1)小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人等は収入割及び所得割による。
(注2)導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

※ 税収はR4収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。
※ 税率の括弧内は、特別法人事業税相当分の税率(外数)。

法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



※ 税収は、令和2年度決算額(超過課税を含まない。)であり、一部令和元年9月30日以前の旧税率ベース(都道府県:3.2%、市町村民税9.7%)によるものが含まれている。

法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの。（注）法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するため、法人事業税の一部を分離して、特別法人事業税として課税。

法人事業税

【税収】 39,372億円
 ※令和2年度決算額(注1)
 (超過課税分を除く。)

(参考1)
 特別法人事業税(注2)
 16,494億円

(参考2)
 法人事業税と
 特別法人事業税の合計額(注2)
 55,866億円

資本金1億円超の普通法人

20,409億円
 (うち 所得割 2,819億円
 付加価値割 11,632億円
 資本割 5,959億円)

資本金1億円以下の普通法人や
 公益法人など(注3)
 16,268億円

電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人
 2,695億円

外形標準課税

| | |
|-------|------|
| 付加価値割 | 1.2% |
| 資本割 | 0.5% |

| | |
|---------|--------|
| 所得割 | 1.0% |
| 特別法人事業税 | 2.6%相当 |

| | |
|-----|----------|
| 所得割 | 7.0%(注4) |
|-----|----------|

| | |
|---------|--------|
| 特別法人事業税 | 2.6%相当 |
|---------|--------|

(1) 電気供給業(送配電事業)、ガス供給業(導管事業)、保険業を営む法人

| | |
|-----|------|
| 収入割 | 1.0% |
|-----|------|

| | |
|---------|--------|
| 特別法人事業税 | 0.3%相当 |
|---------|--------|

(2) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円超の普通法人

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 付加価値割 | 0.37% | 収入割 | 0.75% |
| 資本割 | 0.15% | | |

| | |
|---------|--------|
| 特別法人事業税 | 0.3%相当 |
|---------|--------|

(3) 電気供給業(小売・発電事業等)を営む資本金1億円以下の普通法人等

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 所得割 | 1.85% | 収入割 | 0.75% |
| 資本割 | 0.32% | | |

| | |
|---------|--------|
| 特別法人事業税 | 0.3%相当 |
|---------|--------|

(4) ガス供給業(特定ガス供給業(注5))を営む法人

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 付加価値割 | 0.77% | 収入割 | 0.48% |
| 資本割 | 0.32% | | |

| | |
|---------|--------|
| 特別法人事業税 | 0.3%相当 |
|---------|--------|

(注1) 法人事業税収は、令和2年度決算額(超過課税を含まない。)であり、一部令和元年9月30日以前の地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の旧税率ベースによるものが含まれている。

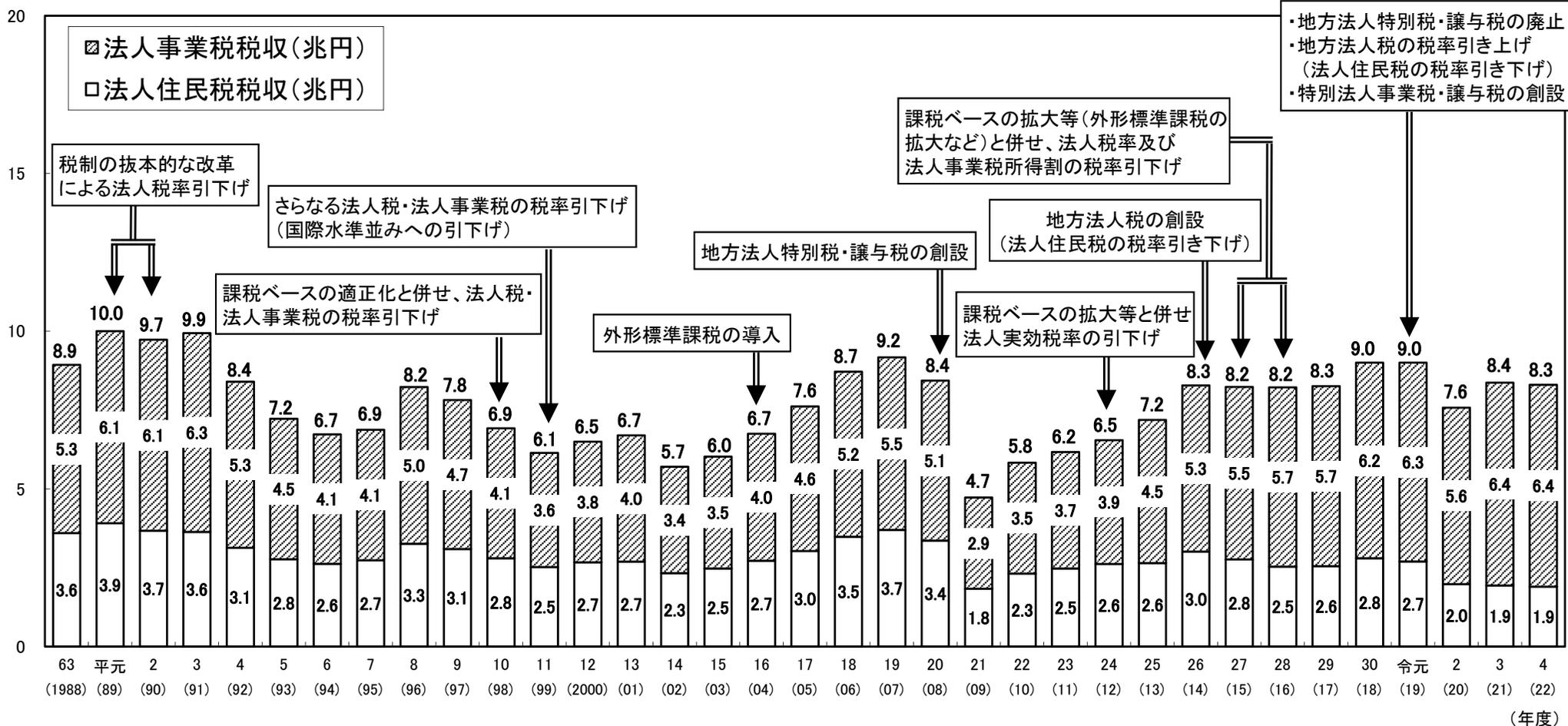
(注2) 特別法人事業税の税収は、地方法人特別税を含む。

(注3) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割:4.9%、特別法人事業税:所得割額の34.5%の税率が適用される。

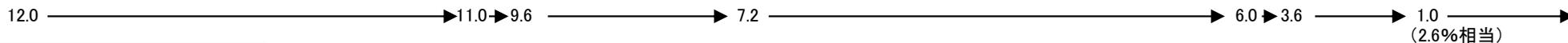
(注4) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)

(注5) 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。

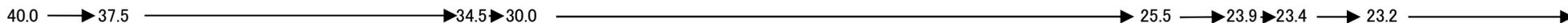
地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



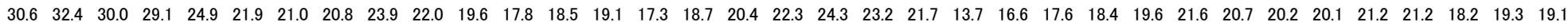
法人事業税率(%)



(参考)法人税率(%)



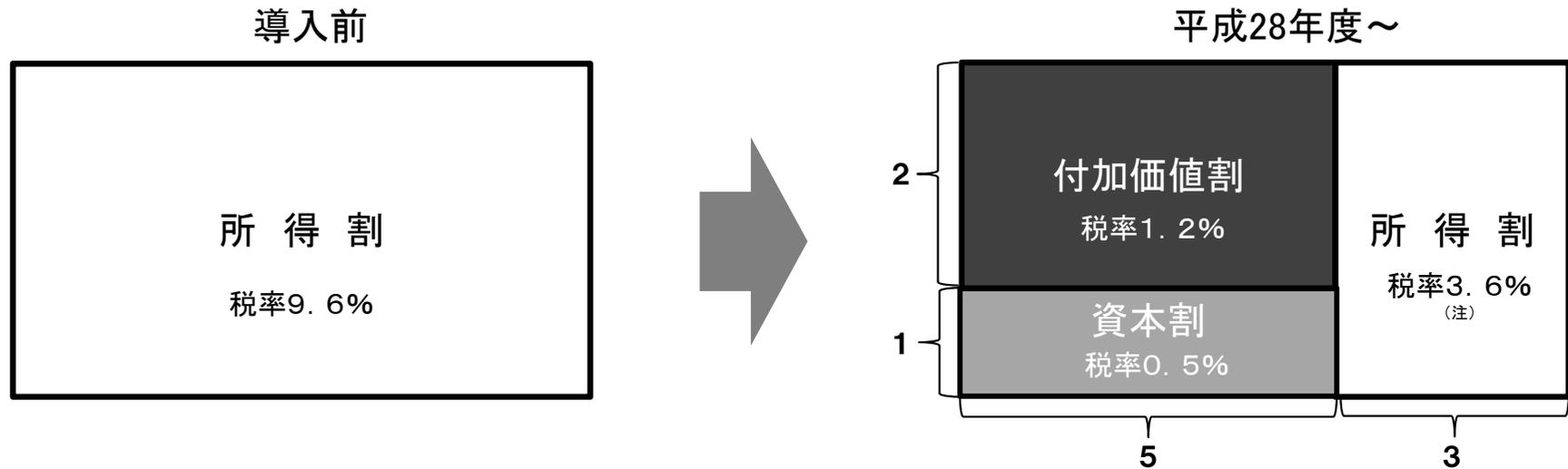
地方税収入に占める割合(%)



(注) 1 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額であり、超過課税を含まない。また令和4年度は地方財政計画額である。
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 3 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額である。
 4 平成27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。
 5 法人事業税の税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)。

法人事業税の外形標準課税の概要

- 外形標準課税は、資本金1億円超の普通法人に対して、平成16年度に導入。
- 平成27年度及び28年度に、成長志向の法人税改革の一環として、外形標準課税の割合を拡大。
 $\textcircled{16} \sim \textcircled{26} \quad 2/8 \Rightarrow \textcircled{27} \quad 3/8 \Rightarrow \textcircled{28} \sim 5/8$



(注) 特別法人事業税相当分を含む。

付加価値割

$$\text{付加価値額} = \left[\begin{array}{l} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料)} \end{array} \right] + \text{単年度損益} \times 1.2\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

$$\text{資本金等の額}^* = \left[\begin{array}{l} \text{法人が株主等から出資を受けた金額として法人} \\ \text{税法施行令で定める金額} \end{array} \right] + \text{無償増減資} \\ \text{の加減算} \times 0.5\%$$

※「資本金等の額」が「資本金+資本準備金」を下回る場合は、「資本金+資本準備金」を課税標準とする。

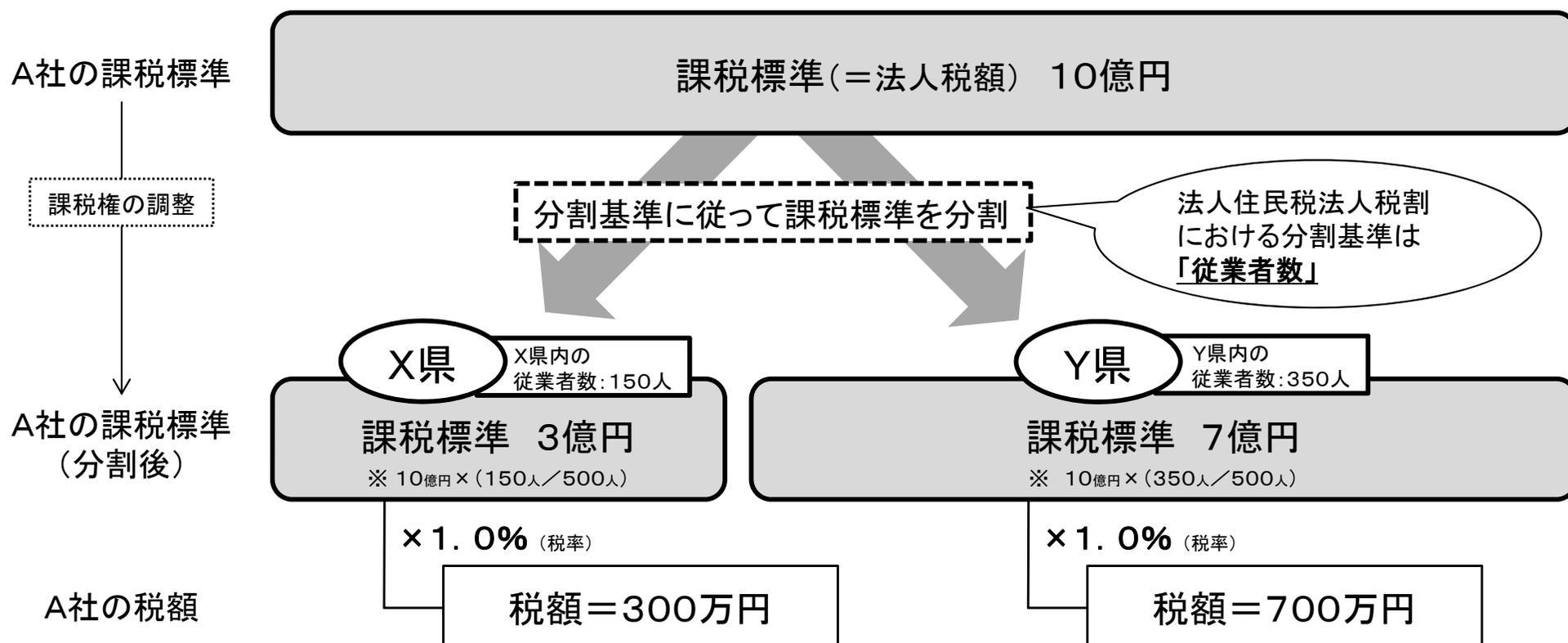
法人住民税・法人事業税の分割基準の概要

- 地方法人二税は、事務所又は事業所(以下、「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



※ 分割後の課税標準額に対し、X・Y両県がそれぞれ課税権を行使。